

監 査 報 告 書

令和4年5月20日

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会
会 長 森 修 様

監 事 長谷川 正 

監 事 赤坂 衡 

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会定款第39条の定めにより、令和3年度の理事の職務について監査を行いましたので、その方法及び結果について、下記のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなどの方法により、当該会計年度に係る事業報告等について検討いたしました。

また、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務執行に関する不正の行為及び法令又は定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。